

魚沼圏域地域医療構想調整会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、魚沼圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 調整会議（全体会）は、別紙に定める機関により構成する。

(分科会)

第3条 調整会議に次の分科会を置く。

名称	主な協議事項
医療機能分科会	病院の担う役割のとりまとめに関する事項 将来の病床機能の姿のとりまとめに関する事項

2 分科会は、別紙に定める機関により構成する。

(庶務)

第4条 調整会議（分科会を含む。）に関する庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、協議により定める。

附則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

No.	機関名	全体会	医療機能 分科会	備考
1	小千谷市魚沼市医師会	○	○	
2	南魚沼郡市医師会	○	○	
3	十日町市中魚沼郡医師会	○	○	
4	魚沼市立小出病院	○	○	
5	新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	○	○	
6	南魚沼市立南魚沼市民病院	○	○	
7	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	○	○	
8	齋藤記念病院	○	○	
9	湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院)	○	○	
10	県立十日町病院	○	○	
11	県立松代病院	○	○	
12	町立津南病院	○	○	
13	小千谷北魚沼歯科医師会	○		
14	南魚沼歯科医師会	○		
15	十日町市・中魚沼郡歯科医師会	○		
16	魚沼薬剤師会	○		
17	新潟県看護協会うおぬま支部	○	○	
18	新潟県看護協会十日町支部	○	○	
19	魚沼福祉会(特別養護老人ホーム美雪園)	○		
20	南魚沼福祉会	○		
21	十日町福祉会	○		
22	魚沼市(介護福祉課)	○		
23	南魚沼市(介護保険課)	○		
24	湯沢町(福祉介護課)	○		
25	十日町市(地域ケア推進課)	○		
26	津南町(福祉保健課)	○		
27	全国健康保険協会新潟支部	○		

※「医療機能分科会」委員は「地域医療連絡協議会」委員を兼ねる。